

# 山口県報

平成23年  
10月28日  
(金曜日)

## 目 次

告示  
鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正（二件）（自然保護課）  
特別保護地区の指定に関する告示の一部改正（自然保護課）  
休猟区の指定（自然保護課）  
銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正（三件）（自然保護課）



### 山口県告示第四百十二号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和四十六年山口県告示第八百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。
- 二 区域に関する部分を次のように改める。
- 二 区域 山陽小野田市大字高畑及び大字千崎の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三四六ヘクタール）
- 三 存続期間に関する部分中、「平成二十三年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第四百十三号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和五十六年山口県告示第千二十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

- 「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。
- 二 区域に関する部分を次のように改める。

- 二 区域 防府市岩畠二丁目、岩畠三丁目、国分寺町、敷山町、迫戸町、惣社町、多々良一丁目、多々良二丁目、松崎町、大字東佐波令及び大字牟礼の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二七〇ヘクタール）
- 三 存続期間に関する部分中、「平成二十三年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

- 三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

#### 四 鳥獣保護区の保護に関する指針

- （一）鳥獣保護区の区分

身近な鳥獣生息地

- （二）指定の目的

当該区域は、広葉樹及び針葉樹の混交林を有し、鳥獣の保護のため重要な区域であると認められることから、鳥獣保護区として指定し、当該区域内の鳥獣の保護を図る。

- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

### 山口県告示第四百十四号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和五十六年山口県告示第千三十号）の一部を次

のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟二閑スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第三項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 山陽小野田市大字高畑（次の図に示す部分に限る。）（面積 二二ヘクタール）

三 存続期間に関する部分中「平成二十三年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 特別保護地区の保護に関する指針

(一) 特別保護地区の区分  
身近な鳥獣生息地

(二) 指定の目的

当該区域は、野鳥を観察する場所として広く利用されている都市公園を有し、カエルガモ、ヒヨドリ、メジロ等の各種の鳥獣にとって良好な生息環境にあるものと認められることから、特別保護地区として指定し、当該区域内の鳥獣及びその生息地の保護を図る。

### 山口県告示第四百十五号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

一 名称 来巻・下松休猟区

二 区域 下松市昭和町一丁目、昭和町二丁目、東陽五丁目、東和一丁目、東和二丁目、旗岡一丁目、旗岡二丁目、旗岡三丁目、旗岡四丁目、旗岡五丁目、葉山一丁目、葉山二丁目、星が丘一丁目、星が丘二丁目、星が丘三丁目、桃山町、大字切山、大字来巻、大字河内、大字西豊井及び大字東豊井の区域（次の図に示す部分に限る。）

（面積 一、八二七ヘクタール）

三 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 川上休猟区

二 区域 周南市大字大道理、大字川上、大字四熊及び大字中野の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 九五二ヘクタール）

三 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 巢山休猟区

二 区域 周南市大字巢山及び大字高瀬の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、五四〇ヘクタール）

三 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 三谷東休猟区

二 区域 山口市徳地串、徳地鯖河内及び徳地三谷の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、八三八ヘクタール）

三 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

一 名称 蔵目喜休猟区

二 区域 山口市阿東生雲中及び阿東蔵目喜の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、四七六ヘクタール）

三 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

る。

一 名称 西山休猟区

二 区域 下関市豊田町大字稲見、豊田町大字今出、豊田町大字大河内及び豊田町大字地吉の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、一五〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 宇生賀休猟区

二 区域 阿武郡阿武町大字宇生賀、大字福田上及び大字福田下の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、三三〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

一 名称 惣郷休猟区

二 区域 阿武郡阿武町大字宇田及び大字惣郷の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 九一〇ヘクタール)

三 存続期間 平成二十三年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百十六号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(昭和四十六年山口県告示第九十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関成

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十

八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

平生湾銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 平生湾特定猟具使用禁止区域

二 区域 熊毛郡田布施町大字麻郷及び大字別府の区域(次の図に示す部分に限る。)

並びに熊毛郡平生町大字佐賀から同郡田布施町大字別府に至る土地の地先公有水面(次の図に示す部分に限る。)(面積 五九〇ヘクタール)

平生湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十三年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

平生湾銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県柳井農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百十七号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(平成三年山口県告示第八百六十一号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関成

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

六部銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 六部特定猟具使用禁止区域

二 区域 下関市菊川町大字上岡枝の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三三三ヘクタール)

六部銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中、「平成二十三年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

六部銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

長沢池銃猟禁止区域の一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 長沢池特定猟具使用禁止区域

二 区域 阿武郡阿武町大字福田上の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一〇ヘクタール)

長沢池銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分中「平成二十三年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

長沢池銃猟禁止区域の三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第四百十八号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(平成十三年山口県告示第六百六十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十三年十月二十八日

山口県知事 二井 関 成

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項」に、「銃猟禁止区域」を「特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 大藤谷特定猟具使用禁止区域

二 区域 下松市大字大藤谷、大字切山、大字瀬戸、大字温見及び大字山田の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三七三ヘクタール)

三 存続期間に関する部分中「平成二十三年十月三十一日」を「平成三十三年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。  
四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)